

# 第1章 計画の概要

---



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の背景と目的

急速な少子高齢化の進行は、人口構造のバランスを崩すことになり、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的な社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要になっています。

本町においても、少子高齢化が急速に進展し、子どもや兄弟姉妹数の減少、ひとり親家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。

このような状況のなか、国は平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、本町では、それに基づく市町村行動計画のもと総合的な施策を推進してきました。

さらに、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）」が制定され、平成27年にはそれに基づいた「\*子ども・子育て支援新制度」が施行され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大、地域における子ども子育て支援の充実等の取り組みを進めていくこととなりました。

新制度においては基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられていることから、「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）」に基づく国の基本指針を踏まえ、本町の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に行うための新たな計画を策定します。



## 2 計画の位置付け

### (1) 新たな計画の位置づけ

本町では、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」として、「鳩山町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、町の子育て支援施策を実施してきました。しかしながら、「鳩山町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の計画期間が平成26年度までの計画であること及び社会情勢の変化やそれに伴う国の子育て支援施策の見直しなども考慮して、町として子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画を新たに策定します。

このため、本計画は子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」、国の「健やか親子21（第2次）」に基づく町の母子保健計画、児童福祉法に規定する「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村の支援について、本町の施策を盛り込んだものです。

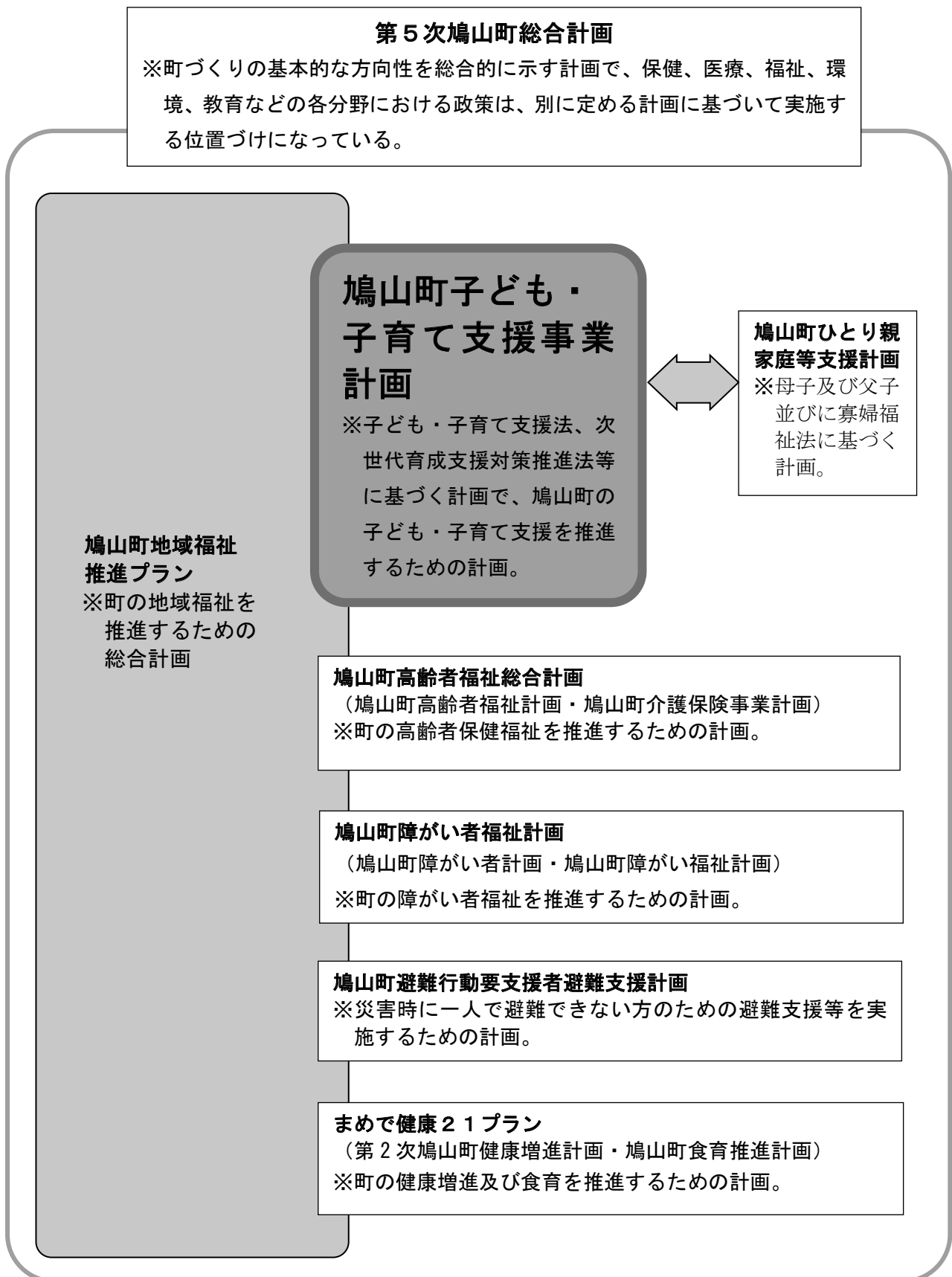
さらに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性も示しています。

### (2) 他の計画との関係

本計画は「第5次鳩山町総合計画」が掲げる、町のめざす将来像や理念に基づき、鳩山町における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。さらに、健康・福祉分野の各種計画との整合性を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図っています。

## 【他の計画との関連図】

※鳩山町子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、以下のとおり関連する計画との整合性等を図って進めてきました。



### 3 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化の状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32(2020) 年度
第 5 次鳩山町総合計画						
鳩山町子ども・子育て支援事業計画						
鳩山町次世代育成支援行動計画（鳩山町母子保健計画含む） （平成 22～26 年度）						
鳩山町ひとり親家庭等支援動計画 （平成 24～28 年度）						

### 4 策定体制

#### （1）鳩山町次世代育成支援対策地域協議会及び鳩山町子ども・子育て会議による合同会議で計画を検討

本町では、平成 22 年 3 月に「鳩山町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、町の子育て支援施策を計画的に実施してきました。この計画の策定及び推進に関する町長の諮問機関が「鳩山町次世代育成支援対策地域協議会」でした。今回、国の子ども・子育て支援制度の大幅な見直しに伴い、町として、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画を、新たに策定することになったことにより、「鳩山町次世代育成支援対策地域協議会」と子ども・子育て支援法に設置が努力義務化されている「鳩山町子ども・子育て会議」との合同会議という形で本計画策定の検討を町長の諮問に基づき進めてきました。

なお、「鳩山町次世代育成支援対策地域協議会」及び「鳩山町子ども・子育て会議」（以下「合同会議」という。）とも、子ども・子育て支援事業に関する学識経験者をはじめ、町内の保育所・幼稚園などの関係機関の代表者や保護者代表者、町民からの公募委員などから構成されており、重複している委員も多数います。このため、今までの計画等の継続性なども考慮して合同会議ということで、双方の会議の同意に基づき本計画の検討を実施しました。

※「鳩山町次世代育成支援対策地域協議会」及び「鳩山町子ども・子育て会議」の委員等の詳細は、本計画書の資料編 140 ページから 145 ページをご覧ください。

## (2) 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、町民の視点で検討する必要があることから、町として乳幼児及び小学校低学年（小学校1～3年生）の保護者全員を対象にしたニーズ調査（計画書21ページ参照）を実施しました。

合同会議では、この調査結果を参考に、町の子ども・子育て支援の課題等を分析して課題に対する施策等を協議し、また、町役場等の関係機関との調整も行い、計画素案を作成しました。この計画素案に対する町民の皆さんのご意見を伺うため、素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントのご意見を踏まえ、最終的に合同会議で検討を行った結果を計画案として作成し、町長に合同委員会として答申しました。その答申結果に基づき、町で最終的な協議を行い、平成27年3月に計画を策定しました。

※本計画の策定経過の詳細は、計画書の資料編137ページから139ページをご覧ください。